

別表第3(第3条関係)

保育認定(満3歳未満)利用者負担額表

利用児の属する世帯の階層区分		保育認定を受けた子ども(3歳未満)の利用負担額(月額)		
階層	区分(税額)	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	
3	分までの利用者負担の算定にあ	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)	
4	つては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税 市町村民税 所得割課税額 所得割課税額 97,000円未満 57,700円未満 (77,101円未満)	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
		市町村民税 所得割課税額 57,701円以上 (77,101円以上)	30,000円	29,600円
5	市町村民税 所得割課税額	44,500円	43,900円	

		169,000円未満		
6		市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
7		市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
8		市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

備考

- 1 この表における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 利用者の属する世帯が、次に掲げる世帯である場合には、()内の金額を適用する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもののいる世帯
 - (2) 次に掲げる者が存する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者(在宅障害児に限る。)

- (3) 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯
- 3 利用者と同一世帯において満3歳から小学校第3年までの範囲内にある負担額算定基準子どもが複数人いる場合(認可保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)において、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。
- 4 備考2に該当する世帯であつて、その世帯の市町村民税所得割課税額が77,100円以下であり、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合は、この表の規定及び備考3の規定にかかわらず、利用者と生計を一にする負担額算定基準子どもにおいては、第1子についてはこの表のとおりとし、第2子以降については無料とする特例措置を適用する。
- 5 備考2に該当しない世帯であつて、その世帯の市町村民税所得割課税額が非課税であり、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合は、この表の規定、備考3の規定及び備考4の規定にかかわらず、利用者と生計を一にする負担額算定基準子どもにおいては、第1子についてはこの表のとおりとし、第2子以降については無料とする特例措置を適用する。
- 6 世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満であり、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合は、この表の規定及び備考3の規定にかかわらず、利用者と生計を一にする負担額算定基準子どもにおいては別表第4のとおりとし、第2子はこの表の利用負担額の欄に掲げる額の半額とし、第3子以降については無料とする特例措置を適用する。
- 7 この表の利用負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。